

令和8年度

「地域のつながり創出！スマホ交流会」の委託業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

川西町 長寿介護課

1. プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの名称

令和8年度「地域のつながり創出！スマホ交流会」の委託業務

(2) 業務概要

スマホを媒体とした交流会を開催します。『月1回程度、1回あたり90～120分程度』を想定しています。また、交流会の終了後に希望者については、スマホに関する個別相談会を30分程度設けてください。

(交流会の企画・内容については、提案書にてご提案ください)

交流会が地域のつながりの場として根付き、自主的に運営される地域資源となる取り組みを目指します。また、交流を通じて参加者同士の教えあう関係性が喚起され、自分のスキルが「誰かのありがとう」につながる体験の場となること、シニア世代の活躍の場の創設につながる内容としてください。

(3) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル

(4) プロポーザルの主催者

奈良県川西町 長寿介護課

(5) 契約内容

後述の業務仕様書を満たすスマホ講習会の開催に係る業務の委託契約。

契約締結予定日	講習会実施期間
令和8年5月上旬	令和8年5月～令和9年3月（開催日は要相談）

(6) 提案上限価格

1,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※上記の提案上限価格を超えると、失格になる場合があります。

2. 業務仕様書

「令和8年度スマホ交流会の委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

3. 問合せ先

〒636-0202 奈良県磯城郡川西町結崎28番地の1

(事務局) 長寿介護課 松本

電話 : 0745-44-2635

電子メール : tyoujyu-kaigo@town.nara-kawanishi.lg.jp

4. 提案者に必要な資格

企画提案に参加できる者は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 本業務に関する十分な能力を有しており、次に掲げるいずれにも該当する者。
 - ア 近畿2府4県に本社または支店・営業所を有している者
 - イ 過去3年間に地方公共団体からの発注を受けたことがある者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - ① 法人の役員等が暴力団である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - ② 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ③ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ④ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (5) (4) に該当する者の依頼を受けて参加しようとする者でないこと。

5. 提案手続

(1) 手続の流れ

① 実施要領・仕様書の公表	(川西町)	令和8年 4月 6日 (月)
② 提案に関する問い合わせ期限	(提案者)	令和8年 4月15日 (水)
③ 提案に関する問い合わせ回答	(川西町)	令和8年 4月17日 (金)
④ 提案参加申込書の提出	(提案者)	令和8年 4月22日 (水)
⑤ 提案書の提出	(提案者)	令和8年 4月30日 (木)
⑥ 審査	(川西町)	令和8年 5月 7日 (木)
⑦ 審査結果通知	(川西町)	令和8年 5月 8日 (金)

(2) 各手続詳細

① 実施要領および仕様書・様式等の公開

ア 期間 令和8年 4月 6日 (月) 午前9時から
令和8年 5月 8日 (金) 午後5時まで

イ 場所 川西町ホームページ

ウ 連絡先 (事務局) 長寿介護課

② 提案参加申込書(様式1)の提出

ア 期限 令和8年4月22日(水) 午後5時まで

イ 方法 上記「3. 問合せ先」に記載の電子メールアドレス

ウ 提出物

提案書は次の内容を漏れなく含む電子データとしてメールに添付すること。電子データは、MicrosoftOffice のファイル形式か PDF ファイルとすること。なお、内容が区別しやすいよう様式ごとにファイルを分け、最終的にパスワード付き ZIP ファイルに圧縮をかけること(パスワードは任意に設定し、別途事務局へ連絡すること)。

但し、事務局が受信可能な電子メールのサイズの上限は10MB程度であるため、添付ファイルの容量が上限に近い場合は、送付方法に関し事前に事務局へ相談すること。

- ・提案参加申込書(様式1)
- ・担当者情報(任意様式)

以下の項目に漏れがなければ、書面ではなくメールの本文に記載しても構わない。

- ・企業情報(社名、所在地、代表者、代表電話番号)
- ・本件に関する担当者(所属、氏名、電話番号、電子メール)

③ 提案書の提出

ア 期限 令和8年4月30日(木) 午後5時まで

イ 方法 上記「3. 問合せ先」に記載の電子メールアドレス

ウ 提出物

提案書は次の内容を漏れなく含む電子データとしてメールに添付すること。電子データは、MicrosoftOffice のファイル形式か PDF ファイルとすること。なお、内容が区別しやすいよう様式ごとにファイルを分け、最終的にパスワード付き ZIP ファイルに圧縮をかけること(パスワードは任意に設定し、別途事務局へ連絡すること)。

但し、事務局が受信可能な電子メールのサイズの上限は10MB程度であるため、添付ファイルの容量が上限に近い場合は、送付方法に関し事前に事務局へ相談すること。

- ・目次(任意様式)
- ・提案参加同意書(様式3)
- ・会社概要(様式4)
- ・業務実績一覧(地方公共団体から発注を受けた業務実績)(任意様式)
- ・提案事項(任意様式)(20ページ以内とする)

実施可能な曜日・時間帯の一覧も必ず列記してください。

- ・見積書(様式5)

委託業務一式の税込の金額が分かるようにすること。

また、可能な範囲で経費の内訳を記載すること。

※参加者は今後募集するため、想定参加人数が大幅に（概ね10人以上）上回る場合は、参加人数に応じた金額で契約予定です。参加人数に応じて金額が増減する内訳項目については、備考欄に「★」印を付記してください。

エ 提案書の留意事項

- ・資料は、事務局で印刷する場合を想定し、印刷する際用の用紙サイズ（原則A4）で印刷が可能な設定にしておくこと。
- ・任意様式で作成する資料は、読みやすい文字サイズ（およそ10.5ポイント以上）になるように留意すること。

④ 審査

提出された企画提案書に対し、「令和8年度スマホ交流会の委託業務プロポーザル審査委員会要領」にて設置された「令和8年度スマホ交流会の委託業務プロポーザル審査委員会」により書類審査を行う。

⑤ 審査結果の通知

提案者の提案内容について評価を行い、評点の最も高い者1社を令和8年度スマホ交流会の委託業務の最優先交渉権者として選定する。

通知は、令和8年5月8日（金）を予定（電子メール）。

6. 提案に関する問い合わせ

（1）問い合わせ先

質問書（様式2）により、電子メールでのみ受け付ける。

上記以外の問い合わせ、交渉は禁止する。

電子メール: tyoujyu-kaigo@town.nara-kawanishi.lg.jp

（2）回答方法

質問者に対し電子メールで回答するとともに、ホームページに回答内容を掲載する。

（3）受付期間

令和8年4月 6日（月）午後1時から

令和8年4月15日（水）午後5時まで

（4）回答日

令和8年4月17日（金）午後3時までに回答する。

7. 選定方法

(1) 評価の方法

提出された企画提案書の内容から採点する。

(2) 配点

各評価項目の最高配点は下記のとおり。ただし提案内容によって点数を減ずる。

項 目		点 数
経費見積		20
企画提案	交流会に関する独自アイデアの有無	20
	地域資源形成に関する独自アイデアの有無	20
	参加者の活躍の場の提供に関する独自アイデアの有無	20
	交流会の企画・内容構成（周知方法含む）	10
	地方公共団体から発注を受けた業務実績	10
合 計		100

(3) 参加者が1社となった場合の取り扱い

参加者が1社となった場合でも最低基準点（満点の1／2以上）を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。

(4) 最高点で同点の者が2社以上の場合の取り扱い

価格点の高いものを最優先交渉権者とする。価格点も同一の場合は、くじ引きにより受託候補者及び次点候補者を選定する。

8. 参加にあたっての確認事項

以下の点を確認し了承の上で提案に参加すること。

- (1) 本提案書作成にかかる費用については、すべて提案者の負担とする。
- (2) 最優先交渉権者と本町で契約を締結する予定とするが、協議において合意に至らなかった場合は、次点者との協議を行うものとする。
- (3) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に責任を持って必ず履行すること。
- (4) 審査経過に関する質問等は一切回答しない。
- (5) 提出された提案書等一切の書類は返却しない。なお、提出された書類を提案者に無断で本件の目的以外に使用することはない。
- (6) 提案書の提出後において、その内容の変更、差替えおよび再提出は認めない。
- (7) 提出された書類は、川西町情報公開条例（平成13年条例第7号）に基づく情報公開請求の対象となるため、公開請求により公開の原則のもと、何人にも公開することとなる。提出書類等の中で、公開することで提案者の競争上の地位や正当な利益を害するおそれのある情報がある場合は、非公開箇所と非公開理由を明示したデータを別途提出すること。
※ただし、非公開理由が具体的でない場合や、公益上必要な場合は公開するものとする。

- (8) 提案に関して談合、虚偽記載など不正行為を行ったとき、本町職員に対し不正な働きかけをしたとき、その者の提案は無効とする。
- (9) 見積書の金額、印影等の誤脱、金額を訂正した見積りをしたとき、その者の提案は無効とする。
- (10) 所定の日時場所に提出書類を提出しないとき、失格とする。
- (11) 提案および契約の手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (12) 一度提案書を提出した後でも辞退は可能とする。但し、辞退が決定した時点で速やかに「令和8年度スマホ交流会の委託業務参加辞退届」(様式6)を提出すること。

以上